



## 情報ボックス

### 高齢者ケア施設での看取り経験がある看護職は7割 基本方針「ない」、オンコールに「負担」など課題も

日本看護協会が高齢者施設で働く看護職に初の実態調査

公益社団法人日本看護協会（会長＝坂本すが。会員数66万人）は3月4日、「平成24年度高齢者ケア施設で働く看護職員の実態調査」の結果を公表した。全国の介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームに勤務する6,024人の会員に「看取り」の現状などについて尋ねた。有効回答数（率）は2,491人（41.4%）。

全回答者のうち、現在勤務する施設で看取りケアの経験がある人は69.7%で、介護老人保健施設では65.9%、グループホームは65.9%、特別養護老人ホームは82.9%であった。

勤務する施設の看取りケアに関する方針について聞いたところ、「施設で看取る」とする回答は65.2%に上ったが、「施設での看取りは行わない」「決まっていない」も合わせて3割以上あった。「施設で看取る」「決まっていない」と回答した1,893人に施設での看取りケアの指針について聞いたところ、「施設での看取りの基本方針」があると回答したのは65.4%、「入所者や家族に対してどのような最期を迎えたいかの確認時期」があるのは60.6%、「看取り期の判断基準」があるのは43.9%、「医療機関搬送の判断基準」があるのは43.8%だった。

一方、回答者が勤務する施設の勤務体制等について聞いたところ、全体では「日勤のみ」（47.3%）が最も多く、次いで「二交代制」（43.0%）が多かった。看護職員の夜間の勤務体制については、老健施設では「必ず看護職が勤務している」が89.0%と多かったが、特養ホームやグループホームでは、「常に看護職員はいない」（特養ホーム79.2%、グループホーム58.5%）が最も多かった。

看護職員の連絡待機・電話連絡などを含むオンコール業務については、「オンコール体制をとっている」との回答が38.7%、「オンコール体制をとっていない」との回答が47.9%で、オンコール体制をとっている施設は特養ホーム92.6%、グループホーム82.9%、老健施設21.5%だった。また、オンコール業務に当たっている733人が1カ月間にオンコール業務についた日数は平均6.9日だったが、オンコール

業務の手当については、「ある」65.6%、「ない」31.2%で、約3割が手当の支払いがなかった。

「オンコール業務で負担に思うこと（最も強く思うこと）」で多かったのは、「連絡・呼び出しがあるかと思うと身体的・精神的に休まらない」（39.0%）だった。「連絡・呼び出しがあると身体的に疲労が残る」（11.5%）を合わせると、約半数の人が身体的・精神的負担を感じていた。

### 福祉事務所に保健師等を配置し健康管理 生活困窮者支援制度を構築へ

社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が報告書で新たなセーフティネットを提案

厚生労働省社会・援護局総務課は1月25日、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会（部会長＝宮本太郎・北海道大学大学院法学研究科教授）がまとめた報告書を公表した。新たな生活困窮者支援制度の構築と生活保護制度の見直しについて提言している。

報告者では、年収200万円以下の勤労者が3割近くに達し、世帯主でも1割を超え、17歳以下の子どもがいる一人親世帯の世帯員の貧困率も50%を超えていると指摘するとともに、生活保護を受給する世帯主の25%が生活保護受給世帯で育ったというデータから「貧困の連鎖」といった現状について言及。また、わが国の生活保護制度について、支出の規模（生活保護費負担金＝3.8兆円〈平成25年度予算〉）は決して大きくないとしつつも、今後の生活困窮者の増大のなかで生活保護制度のみに委ねることはできなるとも指摘。その上で、生活保護制度の改革と生活困窮者支援制度の導入により、新しい生活支援体系を実現すると強調した。具体的には、相談支援（生活困窮者の自立を包括的・継続的に支援する体制の構築等）、就労支援（生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う就労準備支援事業の実施等）、多様な就労機会の提供（中間的就労の場の育成支援等）、居住確保支援（離職により住宅を喪失した生活困窮者への家賃補助のための給付金の制度化等）、家計相談支援、健康支援、子ども・若者の支援（地域若者サポートステーションの充実、生活困窮家庭の子どもへの学習支援等を行う事業の実施等）の7つの分野で展開するとしている。

新たな生活困窮者支援制度の基本的な考え方は、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図る、というもの。そこで、今後は生活保護受給に至る前の層への支援を強化する

ため、本人の状況に合わせた丁寧な対応を行う新たな相談支援体制の構築が必要と提案。支援を必要とする生活困窮者を的確に把握し、必要とする支援に適切につないでいくため、これまでの分野ごとの相談支援体制だけではなく、保健・雇用・文教・金融・住宅・産業・農林漁業などの複数の者がチームを組み、複合的な課題に包括的・一元的に対応できる体制を構築するとした。さらに、生活困窮者の抱える課題には、健康面での課題が少なくなく、自立に向けた活動の妨げになっている場合も考えられるとして、新たな相談支援体制においては健康面での課題についても把握に努め、必要に応じて各自治体の保健所および市町村保健センターによる支援や社会福祉法人等が実施する無料低額診療事業などにつないでいくことが必要としている。

そして、①地域の関係機関のネットワークや訪問支援（アウトリーチ）も活用しつつ生活困窮者を把握し、②課題を適切に把握（アセスメント）し、③支援計画の策定と必要な支援（サービス）へのつなぎを行い、④それぞれの支援がはじまった後も効果を評価・確認しながら、生活困窮者本人の自立までを包括的・継続的に支えていく寄り添い型の支援を展開し、⑤対社会への創造型支援を行っていくための早期発見や見守りなどを可能とする地域社会づくりや社会資源の開発を行う——という新たな相談支援の流れを示した。対応する職員については、総合的な視野に立った相談員をとくに初回面談時に配置する必要があるとし、最低でも専従・専任の社会福祉士を配置することが適当とし、民間機関の活用、必要な人員確保、人材育成などの必要性についても指摘した。

一方、生活保護受給者の自立を助長する仕組みが十分とは言い難いため、生活保護制度の見直しも行う。主なポイントは、保護開始直後から脱却後までの切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化、健康・生活面等に着目した支援、不正・不適切受給対策の強化等となっている。

このうち、健康・生活面等に着目した支援では、生活保護受給者の健康な生活が自立に向けたチャレンジを行う上で重要とし、その健康管理を支援する取り組みを行う。具体的には、福祉事務所において健康増進法に基づく市町村の健康診査の受診などを促すことなどを通じて、自らの健康保持について意識してもらうように促す。

そのため、健診結果に基づく保健指導など必要な対応を行う専門の職員を配置する。具体的には保健師を想定しており、平成25年度予算では人件費の地方交付税措置を行う。

## 福祉事務所の権限を強化し不正受給へ対応 指定医療機関の要件明確化など医療扶助も適正化

生活保護法の一部を改正する法律案(仮称)、  
今国会への提出を検討

厚生労働省は3月11日、社会・援護局関係主管課長会議を開催し、懸案となっている生活保護法の一部を改正する法律案(仮称)を示した。今通常国会(第183回国会)への提出を検討している。

同法案では、必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。主な改正内容は、就労による自立の促進、健康・生活面等に着目した支援、不正・不適切受給対策の強化等、医療扶助の適正化。

就労による自立の促進では、安定した就業に就くことにより、保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

健康・生活面等に着目した支援では、健康の保持および増進に努め、また収入支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。健康面の支援に関しては、福祉事務所の体制を強化し、受給者の健康管理を支援する取り組みを実施する。そのため、保健指導等の対応を行う専門の職員を配置するなど体制を強化する。これに伴い、法第29条の調査権限を強化し、健康診査結果などを入手可能にすることを検討する。

また医療扶助に関しては、循環器疾患や精神関連疾患といった長期の治療を要する者の割合が高く、糖尿病や肝炎など重症化すると完治が困難な患者の割合が国民健康保険等と比べて高いため、その適正化を行う。生活保護法指定医療機関制度についても、指定(取消)に係る要件を明確化し、指定の更新制を導入する。そして、医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、後発医薬品の使用を促す。さらに、国(地方厚生局)による医療機関への直接指導権限も創設する。

一方、不正・不適切受給対策の強化では、福祉事務所の調査権限を拡大(就労活動等に関する事項まで調査可能とする)とともに、官公署の回答義務を創設する。罰則の引き上げおよび不正受給に係る返還金の上乗せを行う。また、福祉事務所が必要と認めた場合、扶養が困難な扶養義務者はその理由を報告するよう努めることとする。

(記事提供=株式会社ライフ出版社)

